

条例に基づく規制基準

施設	構造、使用、管理基準
粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設	① 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ② 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
上記以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ① 散水設備によって散水が行われていること。 ② 防じんカバーでおおわれていること。 ③ 粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ④ 粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。 ⑤ 粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 処理装置は次のものとする。

- 1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの。
 - 2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの。
- ※ 令和5年4月の改正規則に基づき使用届の提出がされた粉粒塊輸送用コンベア施設については、令和6年3月31日まで基準適用が猶予されます。